

※この法令は廃止されています。

大正十一年大蔵省令第五十八号

寄託又ハ供託セル国債証券附属利札了了ノ
モノノ特別取扱規程

寄託又ハ供託セル国債証券附属利札了了ノモノ
ノ特別取扱規程左ノ通定ム

第一条 法令ノ規定ニ依リ政府ニ対スル保証又ハ
担保トシテ寄託又ハ供託セル国債証券ニシテ其
ノ附属利札了了シタルトキハ寄託者又ハ供託者
ハ国債規則第十六条ノ定ムル請求書ニ通テ該国
債証券ヲ保管スル日本銀行（本店、支店又ハ代
理店ヲ謂フ以下同シ）ニ提出スヘシ但シ政府保
管有価証券取扱規程第二条但書ノ規定ニ依リ保
管スル国債証券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二条 日本銀行前条ノ請求書ノ提出ヲ受ケタル
トキハ該国債証券ヲ新証券ニ引換ノ手續ヲ為ス
ヘシ但シ該請求書ニシテ利札継足ニ係ルモノナ
ルトキハ利札継足ノ手續ヲ為スモノトス

第三条 日本銀行新証券引換ノ手續ヲ為シタルト
キハ第一条ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル請求書
ノ一通ニ引換済年月日並新証券ノ記号番号等ヲ
記入シ之ヲ取扱官庁又ハ供託局ニ提出スヘシ但
シ利札継足ノ手續ヲ為シタル場合ニ在リテハ其
ノ旨ヲ記入スルモノトス

第四条 取扱官庁又ハ供託局日本銀行ヨリ前条ノ
請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ必要ナル事項ヲ
寄託者又ハ供託者ニ通知スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年六月一六日大蔵省令
第五〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（令和五年六月三〇日財務省令第
四五号）

この省令は、公布の日から施行する。